

た か し



杉並区立高井戸第四小学校

安心・安全に過ごすことができる学校を目指して

生活指導担当 主幹教諭 島田美由紀

先日行われました学校公開及び引き渡し訓練には、多くの保護者の皆様にご参観・ご参加いただき、ありがとうございました。また、引き渡し訓練では、同時に開催された地域の震災救援所訓練の展示もご覧いただき、地域と学校の防災意識がより一層高まったと感じています。

さて、学校生活において「安心・安全に過ごす」のために、必要なことは何でしょうか。学校生活での過ごし方のきまりを確認する「高四スタンダード」、避難訓練などを通して「自分を守る力」を育てる「安全指導」、そして学校生活の中での人との関わりや行動面において様々な場面で大切にしたいことを「月目標」「週目標」として意識させながら、各教科の学習とも連携して安心・安全に過ごすための取り組みを進めています。

最近、「このきまりはどうしてできたの？」と質問されることが増えました。これまで「きまりだから守る」と考えていた子供たちが、「きまりの内容や意味」を意識するようになっていきます。さらに、安心・安全に過ごすためにどうすればよいのか、よりよくするためにはどうしたらよいのか、と自らの気づきを発信する姿も多く見られるようになりました。昨年度の代表委員会が学習に向かう姿として発信した「たがいに・かんがえ・しんけんに」という合言葉は、今年度の高四スタンダードにも取り入れられています。

学校は様々な人と関わりながら過ごす中で社会性を培い、自らの経験や知識を広げていく場です。人によって感じ方は異なります。「どうしてだろう？」と感ずることが、自己理解・他者理解の第一歩です。さらに「どうしたらよいのか？」と対話を通して気付いたことの背景や意味を理解し、次の行動につなげていきます。自分と他者との感じ方、考え方の違いを認識するためには、「思いを伝えること」が大切です。相手を意識することが「思いやり」へとつながります。

6月は「いじめ防止強化月間（ふれあい月間）」です。学級ごとに「いじめ」や「人権尊重」に関する授業を行い、いじめ0（ゼロ）を目指します。また、学校生活についてのアンケートを行い、子供たちの「今、困っていること」の声を聞き取り、その解消に向けて指導していきます。委員会やクラブ活動でも、いじめの問題について考え、できることを探っていきます。さらに、印刷室前の「高四ふれあいの木」に「ありがとう」の葉や花を飾り、感謝の気持ちを育てていきます。

杉並区子どもの権利に関する条例では、すべての子供に大切な6つの権利があることが示されています。「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「育つ権利」「意見を聴かれる権利」「守られる権利」「個別の必要に応じて支援を受ける権利」です。子供たちの心と体を守り、安心して生活できるように、学校・家庭・地域が連携して、取り組んでいきたいと考えております。引き続きご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

すべての子どもには大切な「権利」があります
子どもの「権利」とは、子どもがあたりまえにいられるために大切なもの

①差別されません ②思いや考えをちゃんと聴かれて、尊重されます ③その子どもにとっていちばん良いことは何かが考えます ④命が守られ、健康に成長することができます

安心して生きる権利 ●命が守られます。健康に生きて成長することができます。 ●一人ひとりが大切にされて、愛されます。 ●知られたくないことは秘密にできます。 ●安心してすごす居場所を持てます。	自分らしく生きる権利 ●ありのままの自分が大切にされます。 ●興味や関心があることに取り組むことができます。	育つ権利 ●年令や成長に合わせて、いろいろなことを勉強したり、自分のやりたい遊びができます。 ●ゆつくり休むことができます。
意見を聴かれる権利 ●必要な情報を知り、自分の思いや考えを伝えることができます。 ●子どもの思いや考え、意見がちゃんと聴かれます。	守られる権利 ●暴力、虐待、いじめ、体罰など子どもの心や体が傷つくような言葉や行動から守られます。 ●心や体が傷ついたときは、すぐに助けを求めたり、救ってもらうことができます。	個別の必要に応じて支援を受ける権利 ●国や性別などを理由に差別されません。 ●こまっている時は、できないところを助けてもらうことができます。

出典：「杉並区子どもの権利条例」
リーフレットより
抜粋